

生活困窮者住居確保給付金支給期間（再）延長申請書					
フリガナ					
氏名					
生年月日	年	月	日	満	歳
電話番号				性別	
申立事項	期間（再）延長が必要な理由				
	申請者及び申請者と同一世帯に属する者の収入及び預貯金は、次のとおりです。				
	フリガナ				
	氏名				
	続柄	本人			
	性別				
	生年月日				
	収入（月額）				
預貯金等					
<p>私は、 年 月 日付け第 号により生活困窮者住居確保給付金の支給の決定を受けましたが、今後も誠実かつ熱心に就職活動を行うため支給期間の（再）延長を希望しますので、必要書類を添えて申請します。</p> <p>なお、上記の申立事項は事実と相違ありません。</p> <p>私の個人情報が、生活困窮者住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲内で、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）第4条第2号ハに規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会の間で相互利用されることについて了承します。</p> <p>また、裏面の同意事項について同意します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>東近江市長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 ⑩ 住所</p>					

(同意事項)

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって生活困窮者住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後生活困窮者住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
- 3 生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要な範囲で、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第21条第1項又は第2項の規定に基づき報告等を求めることがあります。
- 4 生活困窮者住居確保給付金の支給決定に必要な範囲で、法第22条第1項又は第2項の規定に基づき東近江市長から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 生活困窮者住居確保給付金の支給決定に必要な範囲で、法第22条第1項又は第2項の規定に基づき申請者が居住する住宅を賃貸する者に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 生活困窮者自立支援法施行規則（以下「施行規則」という。）第14条第2項の規定に基づく就労支援に関する東近江市長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 施行規則第17条の規定に基づき、生活困窮者住居確保給付金は申請者が居住する住宅を賃貸する者に直接振込をすることにより申請者に対する支給となります。

- 注1 申立事項の収入（月額）欄は、申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその額を、変動がある場合は収入の確定している直近3箇月間の平均収入を記載してください。この場合には、失業給付、児童扶養手当等の各種手当も合算してください。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができます。
 - 3 この申請書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 就職活動の状況を確認することができる書類
 - (2) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者についてその収入の金額を確認することができる書類の写し
 - (3) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の預貯金の額を確認することができる金融機関の通帳等の写し